【昭和40年5月28日 法律第90号】

（改正後）

第六十二条　削除

（改正前）

第六十二条　証券業者が左の各号の一に掲げる場合に該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なくその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

一　会社が合併に因り消滅した場合においては、その取締役であつた者

二　会社が合併又は破産以外の事由に因り解散した場合においては、その清算人

三　証券業を廃止した場合においては、取締役

【昭和38年7月9日 法律第126号】 （改正なし）

【昭和37年9月15日 法律第161号】 （改正なし）

【昭和37年5月16日 法律第140号】 （改正なし）

【昭和30年8月1日 法律第120号】 （改正なし）

【昭和29年6月26日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和28年8月1日 法律第142号】

（改正後）

第六十二条　証券業者が左の各号の一に掲げる場合に該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なくその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

一　会社が合併に因り消滅した場合においては、その取締役であつた者

二　会社が合併又は破産以外の事由に因り解散した場合においては、その清算人

三　証券業を廃止した場合においては、取締役

（改正前）

第六十二条　証券業者が左の各号の一に掲げる場合に該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なくその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

一　会社が合併に因り消滅した場合においては、その業務を執行する役員であつた者

二　会社が合併又は破産以外の事由に因り解散した場合においては、その清算人

三　個人が死亡した場合においては、その相続人

四　証券業を廃止した場合においては、証券業者であつた個人又は証券業者であつた会社の業務を執行する役員

【昭和27年7月31日 法律第270号】

（改正後）

第六十二条　証券業者が左の各号の一に掲げる場合に該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なくその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

一　会社が合併に因り消滅した場合においては、その業務を執行する役員であつた者

二　会社が合併又は破産以外の事由に因り解散した場合においては、その清算人

三　個人が死亡した場合においては、その相続人

四　証券業を廃止した場合においては、証券業者であつた個人又は証券業者であつた会社の業務を執行する役員

（改正前）

第六十二条　証券業者が左の各号の一に掲げる場合に該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なくその旨を証券取引委員会に届け出なければならない。

一　会社が合併に因り消滅した場合においては、その業務を執行する役員であつた者

二　会社が合併又は破産以外の事由に因り解散した場合においては、その清算人

三　個人が死亡した場合においては、その相続人

四　証券業を廃止した場合においては、証券業者であつた個人又は証券業者であつた会社の業務を執行する役員

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第六十二条　証券業者が左の各号の一に掲げる場合に該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なくその旨を証券取引委員会に届け出なければならない。

一　会社が合併に因り消滅した場合においては、その業務を執行する役員であつた者

二　会社が合併又は破産以外の事由に因り解散した場合においては、その清算人

三　個人が死亡した場合においては、その相続人

四　証券業を廃止した場合においては、証券業者であつた個人又は証券業者であつた会社の業務を執行する役員